

5節 タイル張り仕上げ外壁の改修

4.5.1
適用範囲

この節は、タイル張り仕上げ外壁の改修に適用する。

4.5.2
ひび割れ部改修
一般事項

(a) ひび割れ部から漏水が見られる場合、ひび割れ部周辺のタイルに浮きが見られる場合又はひび割れ部から錆汁がでている場合は、事前に監督職員と協議を行う。

(b) タイル張りを撤去する場合

設計図書の指示又は監督職員と協議の結果、タイル張り仕上げを撤去してひび割れ部を改修する場合は、次による。

(i) ひび割れ周辺をダイヤモンドカッター等で健全部分と縁を切って損傷が拡大しないようにタイル目地に沿って切り込む。

なお、切込み深さは、次による。

① 下地モルタルと構造体コンクリート界面の浮きの場合は、構造体コンクリートの表面までとする。

② 張付けモルタルと下地モルタル界面の浮きの場合は、下地モルタル面までとする。

③ タイル裏面と張付けモルタルの界面の浮きの場合は、張付けモルタル面までとする。

なお、浮きがなくてもタイルを除去する必要がある場合は、張付けモルタル面までとする。

(ii) タイル片は、のみ、たがね等で健全部分への損傷が拡大しないようはつり撤去する。タイル撤去後に露出したひび割れを確認し監督職員に報告する。

(iii) ひび割れ部の改修工法は、(i)①の場合は、4.3.4又は4.3.5により、(i)②及び③の場合は4.3.4による。

(iv) ひび割れ部改修後のタイル張り撤去部の補修は、次による。

① (i)①の場合は、4.5.7(b)又は4.5.8による。

② (i)②の場合は、4.5.7(b)による。

③ (i)③の場合は、4.5.7(c)による。

(c) タイル張りを撤去しない場合の改修工法は、4.5.5による。

4.5.3
欠損部改修
一般事項

(a) 欠損部周辺のタイル張りの撤去は、4.5.2(b)(i)及び(ii)による。

(b) 目地割りは、原則として既存の目地割りに合わせる。

(c) 下地面は、デッキブラシ等で水洗いを行い、モルタル等の接着を妨げるものを取り除く。

(d) (a)から(c)まで以外は、4.3.3による。

4.5.4

浮き部改修
一般事項

- (a) 補修範囲の確認は、4.4.4(a)による。
- (b) タイル張りを撤去する場合
設計図書の指示又は監督職員と協議の結果、タイル張り仕上げを撤去して浮き部を改修する場合は、次による。
- (i) 浮き部を中心にモルタルをダイヤモンドカッター等で健全部分と縁を切って損傷が拡大しないようにタイル目地に沿って切り込む。
なお、切り込み深さは、4.5.2(b)(i)による。
- (ii) タイル片は、のみ、たがね等で健全部分への損傷が拡大しないようはつり撤去する。
- (iii) タイル張り撤去部の補修は、4.5.2(b)(iv)による。
- (c) タイル張りを撤去しない場合の改修工法は、4.5.9から4.5.15までによる。

4.5.5

樹脂注入工法

工法は、4.3.4による。

4.5.6

Uカットシール
充填工法

工法は、4.3.5による。

4.5.9

アンカーピンニ
ング部分エポキシ
樹脂注入工法

工法は、4.4.10による。ただし、穿孔位置がタイル陶片にかかる場合は、穿孔位置を近傍のタイル目地部分に釣り合いを保ちながら移動する。

4.5.10

アンカーピンニ
ング全面エポキシ
樹脂注入工法

工法は、4.4.11による。ただし、穿孔位置がタイル陶片にかかる場合は、穿孔位置を近傍のタイル目地部分に釣り合いを保ちながら移動する。

4.5.11

アンカーピンニ
ング全面ポリ
マーセメントス
ラリー注入工法

工法は、4.4.12による。ただし、穿孔位置がタイル陶片にかかる場合は、穿孔位置を近傍のタイル目地部分に釣り合いを保ちながら移動する。

4.5.12

注入口付アン
カーピンニ
ング部分エポキシ樹
脂注入工法

工法は、4.4.13による。ただし、穿孔位置がタイル陶片にかかる場合は、穿孔位置を近傍のタイル目地部分に釣り合いを保ちながら移動する。

4.5.13

注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

工法は、4.4.14による。ただし、穿孔位置がタイル陶片にかかる場合は、穿孔位置を近傍のタイル目地部分に釣り合いを保ちながら移動する。

4.5.14

注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

工法は、4.4.15による。ただし、穿孔位置がタイル陶片にかかる場合は、穿孔位置を近傍のタイル目地部分に釣り合いを保ちながら移動する。

4.5.16

目地改修工法

(a) 目地ひび割れ改修工法

- (1) 既存目地材部は、タイルに損傷を与えないように目地に沿って下地モルタル面までダイヤモンドカッターを入れてはつり取る。
- (2) (1)ののち、目地部分に付着したほこりや異物を除く。
- (3) 目地詰めは、4.5.8(c)(2)による。
- (4) 目地詰め後、タイル面の清掃を行う。

(b) 伸縮調整目地改修工法

- (1) 伸縮調整目地の位置及び寸法は、特記による。目地の切込みに先立って伸縮調整目地位置とタイル目地の取合いについて確認し、監督職員と協議する。
- (2) 目地位置に沿って、ダイヤモンドカッターを用いて構造体表面まで切り込み、所定の形状になるようはつり器具を用いてはつり落とし、目地材として発泡合成樹脂板の類を設ける。
なお、既存タイル面を切断する場合で、タイルが浮くなどのおそれがある場合は、監督職員と協議する。
- (3) 目地のシーリングは、3章7節 [シーリング] による。